

# 令和3年9月診療（調剤）分以降、 資格の変更が判明した電子レセプトの 「振替・分割」を開始します。

令和3年9月診療（調剤）分以降、電子レセプトに記録された保険者番号、記号、番号、枝番及び生年月日を確認し、その結果、資格が変更となっている場合は、レセプトを新資格の保険者に**振替**又は**分割**します。

これにより、回収前（旧保険者）の被保険者証で受診した場合におけるレセプトの返戻は減少します。

**振替**

当該月の算定日等がすべて新資格に変更後であるレセプトは、  
新資格の保険者へ送付します。

**分割**

当該月の算定日等が新旧の資格を跨ぐレセプトは、算定日等により新旧の保険者へ分割して送付します。

振替・分割となったレセプト等は、増減点返戻通知書等と同封する「資格確認結果連絡書」によりお知らせします。（オンライン請求システムにて、CSVデータのダウンロードも可能）

年月	保険者番号等	氏名・カルテ番号等	生年月日	処理区分	請求内容	資格確認結果内容
202109	000001	国保 太郎	1963/01/21	振替	保険者番号： 000001 記号： 2 2 番号： 1 1 1 1 1 1 枝番： 03 資格取得日： 2021/01/01 資格喪失日： 2021/12/31 レセプト種別： 1115 診療実日数： 30 合計点数： 39540 食事療養・生活療養の回数： 90 食事療養・生活療養の合計金額： 57600	保険者番号： 000002 記号： 3 3 3 番号： 2 2 2 2 2 2 枝番： 03 資格取得日： 2021/09/01 資格喪失日： 2021/09/30 レセプト種別： 1115 診療実日数： 30 合計点数： 39540 食事療養・生活療養の回数： 90 食事療養・生活療養の合計金額： 57600
202109	000001	国保 太郎	1952/03/06	分割	審査支払機関： 国保 保険者番号： 000001 記号： 4 4	審査支払機関： 国保 保険者番号： 000001 記号： 4 4

年月	保険者番号等	氏名・カルテ番号等	生年月日	処理区分	請求内容	資格確認結果内容
202109	000001	国保 一郎	1956/08/19	振替	保険者番号： 000001 記号： 1 1 番号： 1 1 1 枝番： 01 資格取得日： 2020/10/01 資格喪失日： 2021/09/01 レセプト種別： 1112 診療実日数： 4 合計点数： 5854 検索番号： 00503100110000000001 復活点数： 5 復活後点数： 5854	保険者番号： 000002 記号： 1 1 1 番号： 1 1 1 枝番： 01 資格取得日： 2021/09/02 資格喪失日： 2022/07/31 レセプト種別： 1112 診療実日数： 4 合計点数： 5854 検索番号：
202109	000001	国保 二郎	1958/06/16	振替	審査支払機関： 国保 保険者番号： 000001	審査支払機関： 社保 保険者番号： 000001

※ 令和3年11月処理から開始する保険者からの申し出によるレセプト振替・分割の結果については、「資格確認結果連絡書（再審査）」に掲載されます。（なお、査定レセプトに対する振替・分割の場合は、査定点数を復活させた上で振替・分割処理を行います。）

# レセプト振替・分割に係る留意事項

## 1. 振替・分割の対象外レセプト

電子レセプトの「振替・分割」の開始により、これまで返戻となっていた資格喪失後の受診レセプトについて、新資格が判明した場合は、返戻されることなく新資格へ請求することが可能となります。

ただし、一部の振替・分割対象外レセプト※や資格を特定できないレセプトは対象外となります。

※振替・分割対象外レセプトの例

公費負担のあるレセプト、福祉医療負担のあるレセプト、高額療養費の現物給付対象レセプト 等

## 2. 振替・分割レセプトに対する取り下げ（返戻）依頼分の取扱い

電子レセプトの取り下げ（返戻）依頼分について、該当レセプトが振替・分割の対象になった場合は、本会から医療機関等に電話連絡の上、必要に応じて振替・分割先レセプトの返戻処理を行います。審査支払機関を跨いだ振替・分割（国保⇔社保）の場合は、本会のみでは全ての返戻処理ができないことから、振替・分割先の保険者番号等の情報をご連絡しますので、必要に応じて支払基金への依頼をお願いいたします。

## 3. 振替・分割レセプトに対する紙添付資料の取扱い

電子レセプトと併せて紙添付資料が提出され、該当レセプトが振替・分割の対象になった場合は、本会にて振替・分割先レセプトに添付する対応を行いますが、審査支払機関を跨いだ振替・分割（国保⇔社保）の場合は、「電子情報処理組織等を用いた費用の請求に関する取扱要領」に基づき返送いたします。振替・分割先の保険者番号等の情報をあわせてご連絡しますので、必要に応じて再提出をお願いいたします。

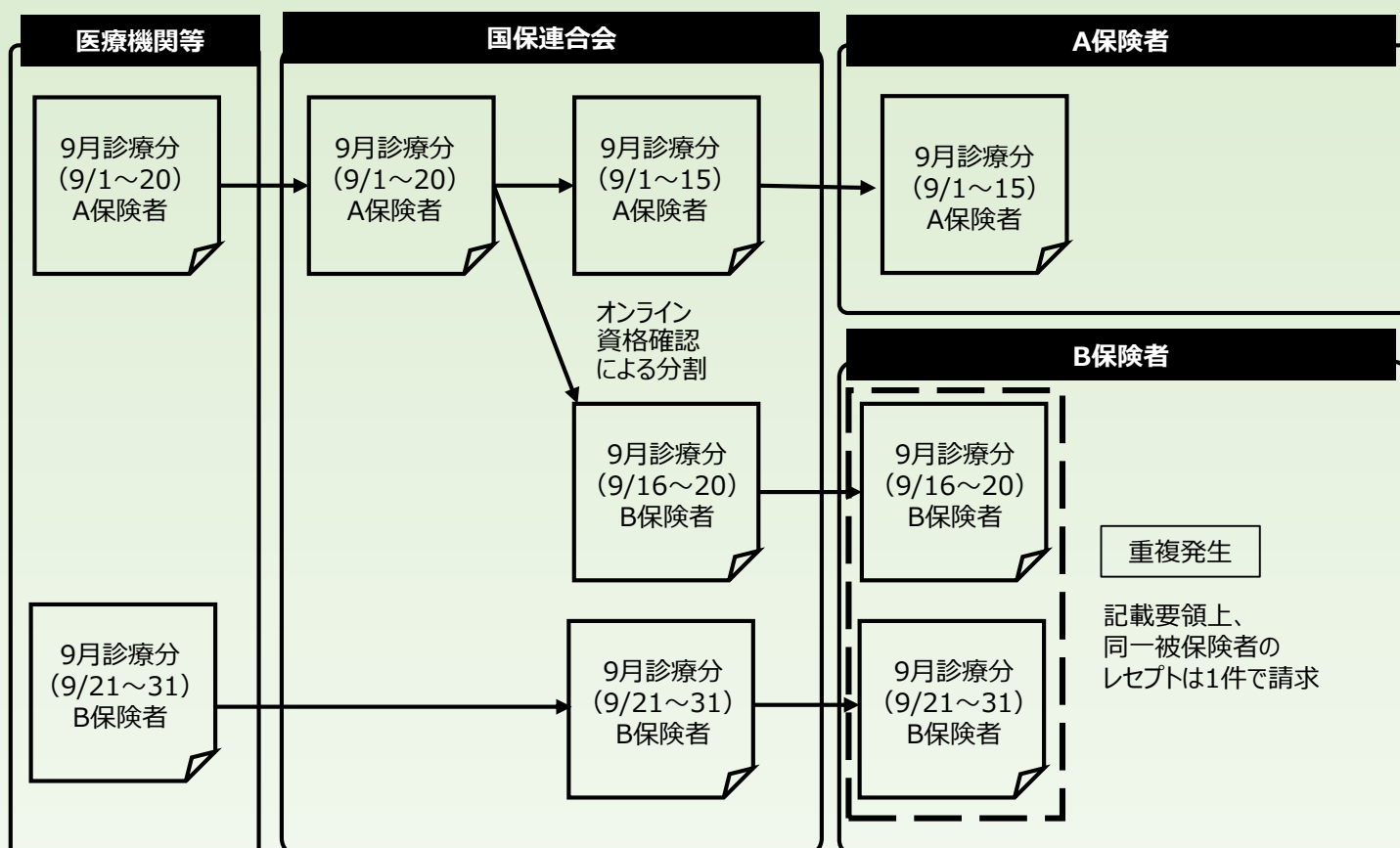
## 4. 振替・分割レセプトの摘要欄への記録

振替・分割された電子レセプトには、レセプト摘要欄に「電子資格確認による変更情報」というコメントが記録されます。

## 5. 分割レセプトにより重複エラーとなり返戻となる事例

以下の分割レセプトにより重複となる事例等、振替・分割されたレセプトの状態によっては、返戻となる場合があります。

例：9/1～15がA保険者、9/16～がB保険者の被保険者の場合



(オンライン資格確認・レセプト振替の概要等については、こちらをご覧ください)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/000836159.pdf>

秋田県国民健康保険団体連合会  
情報管理課

☎018-862-3856